

「4. 盛土規制法基礎調査（既存盛土調査）について」

令和7年8月 沖縄県

1. 既存盛土調査の概要、進捗状況、調査結果公表について

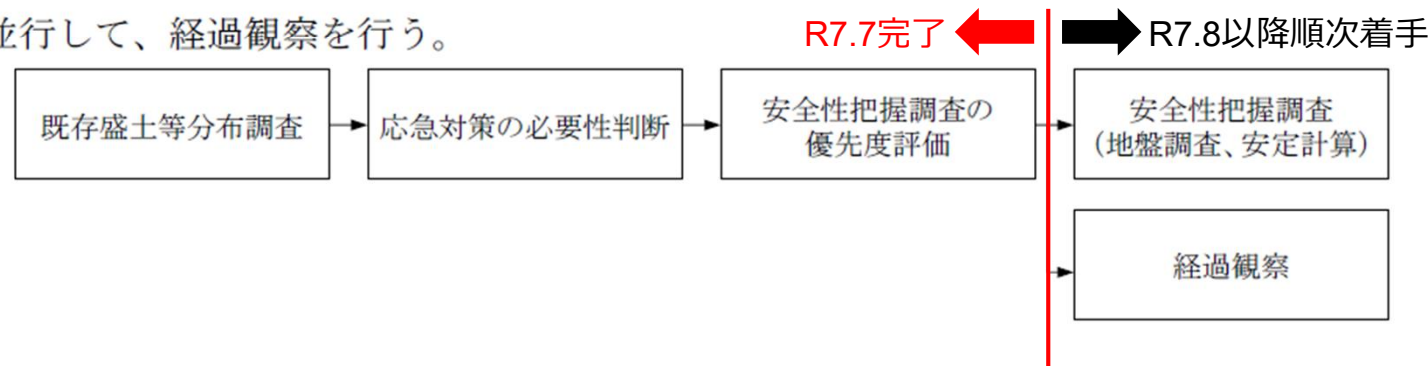
4. 基礎調査進捗 既存盛土調査の概要

- 既存盛土調査の内容や流れについては、**基礎調査実施要領（既存盛土調査編）**にて以下のフローが示されている。
- フローのうち「**既存盛土等分布調査**」「**応急対策の必要性判断**」「**安全性把握調査の優先度評価**」がR7.7月に完了しており、以降、安全性把握調査及び経過観察を順次着手する予定である。

第五 調査内容

一 調査の内容、実施主体

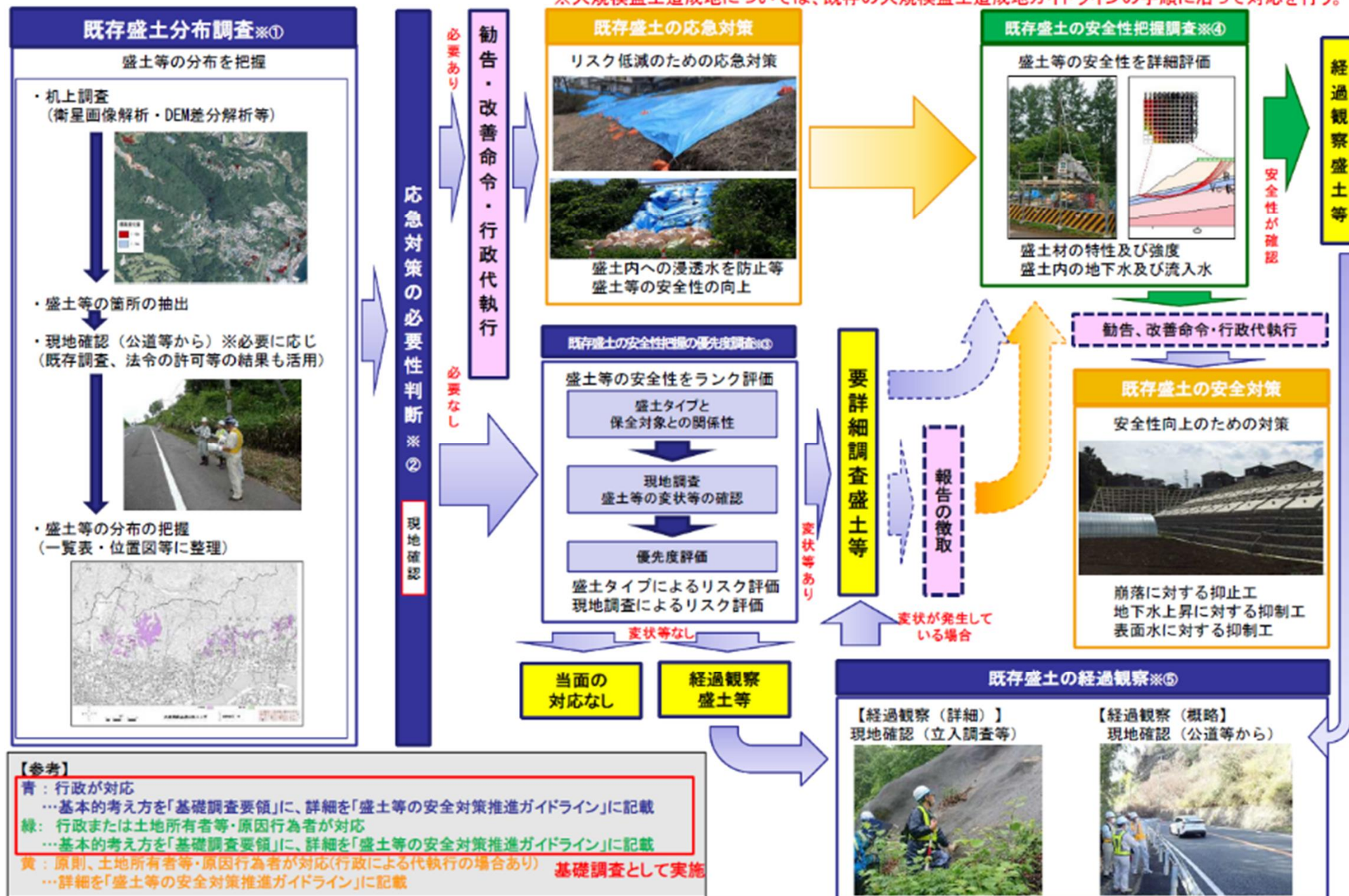
調査は、既存盛土等の分布や安全性の把握を目的として、既存盛土等分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価、安全性把握調査の順に行い、安全性把握調査と並行して、経過観察を行う。



なお、調査の実施主体としては、既存盛土等分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価及び経過観察は都道府県が行い、安全性把握調査は、原則として土地の所有者等が行うものとする。ただし、災害発生の切迫性や公共性の観点等を総合的に勘案し、都道府県が行う場合も考えられる。

4.基礎調査進捗 既存盛土調査全体イメージ__国土交通省資料より抜粋

※大規模盛土造成地については、既存の大規模盛土造成地ガイドラインの手順に沿って対応を行う。



4.基礎調査進捗 既存盛土調査の進捗・調査結果の公表

- 基礎資料として「**変動予測調査資料**」「**開発等許認可資料**」「**空中写真による判読**」「**災害通報箇所**」を整理した。
- 既存盛土等の可能性がある箇所は**843箇所**であり、新旧地形図の重ね合わせや現地精査により、既存盛土等に該当するかどうかの判断をおこない、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価までを実施した。
- 既存盛土調査の結果については、沖縄県ホームページ上で令和7年度中には公表予定。
- 公表は、土地の所在地を示した一覧表、位置図を対象とする予定。

宅地造成及び特定盛土等規制法

(基礎調査)

第四条 (抜粋)

- 2 都道府県は、基礎調査の結果を、主務省令で定めるところにより、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、公表しなければならない。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

第三条 法第四条第二項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。

- 2 法第四条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を平面図に明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(抜粋)

四 過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地